

ヒルズゴルフアカデミー会則

第1条 (定義)

本会則によって定められる条項は、ヒルズゴルフアカデミー虎ノ門（以下「本クラブ」という。）のグループレッスンデイトタイム会員・フルタイム会員ならびにプライベートレッスン会員に適用される。

第2条 (目的)

本クラブは、本クラブの会員が本クラブの施設を利用して本クラブのティーチングプロからレッスンを受け、ゴルフの上達及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (運営管理)

本クラブは、株式会社宍戸国際ゴルフ倶楽部（以下「会社」という。）が経営し、管理運営を行う。

第4条 (会員制度)

1. 本クラブは、会員制とする。
2. 会員の本クラブ施設の利用範囲、利用条件および特典については別途定める。
3. 会員は、本クラブの施設を利用する場合、会員証を提示しなければならない。
4. 会員は、本クラブの会員資格を他の者に譲渡できない。また、本クラブの会員資格は相続できない。

第5条 (入会資格)

本クラブ入会資格を有する者は、以下の条件を満たす者とする。

1. 本会則および諸規定を遵守できる者。
2. 本クラブに入会しようとする者が、未成年の場合、その親権者が同意していること。
3. 本クラブの施設の利用するに堪えうる健康状態にあること。
4. 過去に会社より除名等の処分を受けていないこと。
5. 暴力団その他反社会的な組織に所属していないこと。

第6条 (入会手続き)

1. 本クラブに入会しようとする者は、本会則に同意した上で、所定の申込書により入会申込を行い、会社の承認を得た上、会員区分に従って入会金およびその他所定の費用等を会社に支払い、入会手続きを完了させなければならない。
3. 本クラブに入会しようとする者は、前項の入会手続きの際、運転免許証、パスポート、健康保険証等、氏名、住所、生年月日を確認できる資料を会社に呈示しなければならない。
4. 本クラブに入会しようとする者は、所定の同意書を会社に提出して、本会則および諸規則を遵守することなどに同意するとともに、施設を利用するに堪えうる健康状態にあることを申告しなければならない。
5. 未成年が入会しようとする場合は、所定の書類により親権者の同意を得て連署した上で、申し込むものとする。この場合は、親権者は自らの会員資格にかかわらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第7条（入会金、諸会費および諸費用）

1. 会員種別ごとの入会金、諸会費および諸費用は別途定める。
2. 会員は別に定める諸会費納入期日までに、諸会費を支払わなければならない。
3. 会社に納入された入会金、諸会費および諸費用は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第8条（会員資格の取得）

会員資格の取得時期は、第6条の入会手続きが完了したときとし、会社は会員証を発行する。但し、会員証の扱いは以下のとおりとする。

1. 会員証は本人のみが使用できる。
2. 会員証を紛失、毀損、または消失した者は、すみやかに本クラブにその旨を届出し、再発行の手続きをとるものとし、原則として所定の再発行料を支払うものとする。

第9条（諸規則の遵守）

1. 会員は、本クラブ施設利用にあたり、本会則および諸規則を遵守しなければならない。
2. 会員は、本クラブ施設利用にあたり、施設従業員の指示に従い、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。
3. 会員は、本クラブ施設内において、会社の許可なく、集会、演説、勧誘、文書等の配布および指示その他これらに類する行為をしてはならない。

第10条（ビジターの利用）

1. 本クラブの会員以外の者（以下「ビジター」という。）は、本クラブの利用に際し、所定の利用料金を支払うものとする。
2. ビジターは、会員同様本会則および諸規則を遵守しなければならない。

第11条（届出義務）

会員は、次の事由が発生した場合、直ちに会社に対して、書面によりその旨を届出なければならない。なお、会社から会員宛のすべての通知は、会社に登録されている住所および電話番号宛に行うことにより完了したものとみなす。

1. 退会、会員種別の変更
2. 会員の氏名・住所・電話番号の変更
3. 会員の会費引落預金口座の改廃

第12条（会社の免責）

1. 会員が本クラブ施設利用中、会社の責に帰さない事由により損害を被った場合、会社は当該損害について何等の賠償責任も負わないものとする。また、ビジターおよび会員が同伴したビジターにおいても同様とする。
2. 本クラブの利用に際して金品等の盗難、または紛失により会員が損害を被った場合、会社は、会社に重過失があった場合を除き、当該損害について何等の責任も負わないものとする。

第13条（損害賠償責任）

会員およびビジターは、本クラブの施設利用に際し、会員およびビジターの責に帰すべき事由により、「会社」または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

第14条 (休会)

本クラブは、会員の休会は認めないものとする。休会しようとする会員は、一旦退会し、再度入会手続きを行うものとする。

第15条 (会員資格喪失)

会員は、次の各号に該当する場合、会員資格をも喪失するものとし、会社に対して、遅滞なく会員証を返還しなければならない。

1. 会員の都合により退会を申し出た場合。
2. 会員本人が死亡した場合。
3. 会則第16条により会員除名された場合。
4. 会社が本クラブ施設のすべてを閉鎖した場合。

第16条 (会員除名)

会員は次の各号に該当する場合、会社は、その会員を本クラブから除名することができる。

1. 本クラブの会則、諸規定に違反した場合。
2. 本クラブの名誉を傷つけ、あるいは秩序を乱した場合。
3. 諸会費および諸費用の支払を怠った場合。
4. 法令に違反し、または、社会通念やマナーに甚だしく欠ける行為があった場合。
5. 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為をした場合。
6. 暴力団その他反社会的な組織に所属していることが判明した場合。
7. その他会社が本クラブ会員として相応しくないと認めた場合。

第17条 (施設の閉鎖、一時的休業)

次の各号に該当する場合、会社は、施設の全部、または一部を閉鎖もしくは休業することができる。この場合、会社は、この旨を本クラブの施設に掲示するなど会社が適当と認める方法により会員に告知する。但し、これにより会員の会費支払義務が軽減されたり、免除されたりしないものとする。

1. 天変地異、その他の事由により、会員の安全確保の必要があると判断した場合。
2. 施設の増改築、修繕、または点検等が必要と判断した場合。
3. 定期休業等による場合。
4. その他重大な理由によるやむを得ない事情が発生した場合。

第18条 (諸会費等の変更および運営システム変更)

1. 会社は、必要と判断する場合、本会則に基づいて会員が負担するべき諸会費等および施設運用システムを改定、または変更することができる。
2. 前項の改定、変更する場合、会社は一ヶ月前までに全会員に告知する。

第19条 (個人情報の取得)

会社は、本クラブに入会しようとする者の個人情報、または会員の個人情報を、サービス提供するために、必要な範囲内で適法かつ適正な方法により取得をする。また、取得した個人情報の取扱は、会社の定める「プライバシーポリシーの取扱について」の通りとする。

第20条 (会則の改定)

会社は、会則および諸規則の改定を行うことができる。この場合、会社は、事前に全会員に告知するものとし、改定日をもって改定された会則および諸規則の効力は全会員に及ぶものとする。

第21条 (会則の発効)

本会則は、平成22年9月15日より発効する。